

## 日出町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、日出町中小企業振興基本条例（平成30年日出町条例第3号）第3条第4項に定める基本理念に基づき、小規模事業者の負担軽減を図り、もって経営の安定に寄与するために、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が行う小規模事業者経営改善資金融資制度による融資（以下「マル経融資」という。）を受け、その利子を支払う町内の小規模事業者に対し、日出町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日出町補助金等交付規則（平成20年日出町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「小規模事業者」とは、従業員の数が20人（商業又はサービス業の場合にあつては、5人）以下の法人又は個人事業主をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する小規模事業者とする。

- (1) 町内に事業所を有する者
- (2) 日出町商工会（以下「商工会」という。）の推薦を受けてマル経融資を受けた者
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 町税の滞納がない者

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、マル経融資に係る利子(繰上償還に係るものを含み、返済遅延により加算されたものを除く。以下「約定利子」という。)の初回の支払月から起算して12月以内とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象期間内において公庫へ支払った約定利子の金額に100分の1を乗じて得た額を、当該マル経融資の利率(以下「融資利率」という。)で除した額と当該約定利子の金額のいずれか少ない額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請及び実績報告)

第6条 規則第4条第1項の規定による申請は、日出町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付申請(実績報告)書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添えて、商工会を經由して行うものとする。

(1) 公庫が発行した補助対象期間に係る利息支払証明書及び支払済額明細書

(2) 町税完納証明書又は町税納税状況調査承諾書

(3) その他町長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項の規定による町長が定める時期は、補助対象期間に係る約定利子の支払が完了した日から3月以内とする。ただし、災害その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(交付決定及び額の確定の通知)

第7条 規則第6条の規定による交付決定の通知及び規則第11条第2項の規定による額の確定の通知は、日出町小規模事業者経営改善資金利子補給補助金交付決定（額の確定）通知書（様式第2号）によるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示は、平成30年4月1日以後にマル経融資を受けた者が同日以後に支払いをした約定利子について適用する。

（この告示の失効）

3 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

4 前項の規定にかかわらず、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間にマル経融資を受けた者については、この告示は、同日後もなおその効力を有する。この場合において、第6条第2項中「3月以内」とあるのは「3月以内又は令和11年3月31日のいずれか早い日まで」とする。

附 則（令和3年3月31日告示第28号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（以下

「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(本人確認)

4 町長は、新様式による申請その他の手続について必要があると認めるときは、当該申請その他の手続を行う者が本人(その者が代理人である場合の当該代理人を含む。)であることを確認することができる書類の提示を求めるものとする。

附 則 (令和5年3月31日告示第32号)

この告示は、令和5年3月31日から施行する。